

泉佐野市子ども読書活動推進計画

平成 22 (2010) 年 3 月

泉佐野市

目 次

はじめに

第1章 「泉佐野市子ども読書活動推進計画」基本方針	1
1 乳幼児期からはじまる読書環境の整備	1
2 読書環境充実に向けた連携の推進	1
3 広報・啓発の充実	1
第2章 泉佐野市における子どもの読書活動の現状と課題	2
1 読書環境	2
（1）乳幼児期における読書環境の現状と課題	2
（2）学齢期における読書環境の現状と課題	4
（3）市立図書館における読書環境の現状と課題	6
2 図書館・学校・家庭・地域等の連携	7
3 広報・啓発	8
第3章 子どもの読書活動推進への取り組み	9
1 読書環境の充実にむけて	9
（1）乳幼児期における読書環境の推進	9
（2）学校と学校図書館における読書環境の推進	10
（3）市立図書館における読書環境の推進	10
2 図書館・学校・地域等の連携強化	11
3 広報・啓発	11

【参考資料】

「子どもの読書活動の推進に関する法律」	12
「泉佐野市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱」	14

はじめに

子どもたちが本を読むことは、家族をはじめとする周りの人達との交流などと同じく、言葉を学び、感性を育み、表現力を高め、想像力を身につける上で非常に有効だと考えられます。そこで、泉佐野市の子どもたちが、成長の過程において、様々な経験をし、知識を身につけ、創造力を養っていく上で、読書がその一助となるよう、それぞれの年齢やニーズに応じた読書環境を整えることが必要です。

国においては、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための諸条件を整え、環境の整備・醸成を図ることを基本理念として「子どもの読書活動の推進に関する法律」を平成13年に施行し、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しています。

また、大阪府においても、「大阪府子ども読書活動推進計画」を策定し、各市町村が子どもの読書活動の状況を踏まえた上で、読書活動推進計画の策定に努めるよう求めています。

本市におきましても、子どもたちの読書活動については、子どもたちの豊かな心や生きる力を育むために、欠くことのできない、重要な要素であると認識しており、従来から図書館・学校・地域などでの読書活動を推進してきたところですが、子どもたちの読書活動について、さらなる推進を図るため、国の基本計画、府の推進計画の策定の動きを受け、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の理念に基づき、「泉佐野市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、子どもたちの読書環境の充実にむけた活動を、市民の皆様や関係団体のご協力をいただきながら、進めて参りたいと考えております。

最後になりますが、策定にあたりましてご尽力をいただきました策定検討委員会委員の方々をはじめ、ご協力・ご指導・ご意見を賜りました皆様に心から御礼申し上げます。

平成22年3月

泉佐野市長 新田谷 修司

第1章 基本方針

絵本などから始まる読書活動は、子どもたちにとって、保護者を含めた「人との関わり」を経験し、言葉を覚え、想像力を養い、豊かな感情を育て、知識欲を満たすなど、自分自身を成長させる大きな力となります。そうして培われた様々な力は、まわりの人とのコミュニケーションを豊かにし、将来の社会生活を豊かなものにしてくれます。

子どもたちが充実した読書環境のなかで成長していくためには、大人の役割が重要です。文字がまだ読めない乳幼児の時期においても、絵本をじっと見つめたり、指さしたり、読んでくれるその声に耳を澄ませたりと、乳幼児なりの絵本の楽しみ方があり、読み聞かせをしてもらうことが大好きです。子どもたちの生活環境が大きく変化してきているなか、本を介して子どもと保護者がふれあい、本を読んでもらう、読んであげることを通じて得られるものが注目されています。

身近にいる大人が読書活動の必要性を理解し、子どもと本との架け橋となることにより、子どもの読書環境は充実していきます。

子どもが読書活動を通して豊かな人間形成を行えるよう、以下の3点を基本方針とし、読書計画を推進するものです。

1 乳幼児期からはじまる読書環境の整備

子どもたちが本と親しむには、乳幼児期からの環境づくりが大切です。子どもたちがいつでもどこでも、読みたい本に出会えるよう、その成長に応じた読書習慣が形成されやすい環境の整備に努めます。

2 読書環境の充実に向けた連携の推進

子どもたちに豊かな読書環境を提供するため、保育所(園)、幼稚園、学校、家庭、地域や図書館などが、より効果的な読書環境を築くよう、情報交換や実践活動において連携の推進に努めます。

3 広報・啓発の充実

子どもたちが充実した読書環境のなかで成長していくために、子どもの身近にいる大人が、子どもの読書の大切さについて関心を高め、理解を深められるよう、広報・啓発の充実に努めます。

第2章 泉佐野市における子どもの読書活動の現状と課題

1 読書環境

現代社会において、テレビやインターネット等の様々なメディアの発達や普及による子どもの生活環境の変化、また幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されてきています。

大人が子どもの読書離れに対して出来ることは、乳幼児期から読書に親しめる環境をすることです。家庭や地域、学校や行政機関など、子どもに関わるすべての大人がそれぞれの役割を持って、すべての子どもがあらゆる機会あらゆる場所において、自ら読書の喜びや楽しさを発見することができるよう、成長や発達に応じ、子どもが興味・感動を実感できる、読み継がれてきた本や新鮮な本など、豊富な資料を身近に整えることが必要です。

(1) 乳幼児期における読書環境の現状と課題

一緒に開いた本の絵を目で追ったり、読んでくれる声を聞いて楽しい時間を過ごす。乳幼児にとって、大好きな人が自分のために語りかけてくれることは大きな喜びです。体の成長にミルクなど栄養が必要なように、子どものことばと心の成長には、身近な人の語りかけや、ふれあいの時間が大切です。

乳幼児が本と出会うには、身近な大人の働きかけが必要です。乳幼児期にも子どもが本と出会えるよう、家庭だけでなく、地域全体で読書環境を築いていかなければなりません。

保健センターにおける読書環境の現状と課題

<現状>

- ・保健センターでは、4か月児健診時にブックスタート事業（ボランティアによる絵本の読み聞かせ体験、絵本の配付）を実施しています。
- ・ブックスタート事業では、保護者がより積極的に絵本と関われるよう、毎年5冊の絵本を選定し、その5冊の絵本から1冊を選んでいただき、お渡ししています。
- ・4か月児健診時に図書館の職員が、ブックスタート事業の中で図書館の利用方法などを説明しています。
- ・健診に参加できなかった家庭には、保健師が訪問等で全ての対象児に絵本を届けるように努めています。

<課題>

- ・様々な要因により、読み聞かせボランティアの確保が年々難しく、今後のボランティア養成が課題となっています。

保育所（園）における読書環境の現状と課題

<現状>

- ・読み聞かせの時間を設け、読書活動を進めています。

- ・絵本室や絵本コーナーを設けて、子どもが自由に絵本を手にとれるようにしています。
- ・ボランティアによるおはなし会などの催しや、保護者と一緒に絵本に親しむ機会や、絵本を通してコミュニケーションを体験する場を設定しています。
- ・家庭での読書や保護者による絵本の読み聞かせ活動を推進していくため、絵本の紹介や読み聞かせの大切さを伝えています。
- ・絵本の貸出を実施したり、各年齢に応じた月刊本を、保護者に購入いただいているところもあります。
- ・絵本作りに取り組んでいるところもあります。
- ・地域活動として、園庭開放や絵本室・絵本コーナーの開放を行うところもあります。

<課題>

- ・絵本の購入予算の確保については厳しい状況であり、蔵書数や資料の入替等が課題です。

幼稚園における読書環境の現状と課題

<現状>

- ・幼稚園では、子どもが自主的に絵本に親しめるように、絵本室や絵本コーナーを設けています。また、読み聞かせの時間を設けて読書活動を進めています。保護者による絵本の読み聞かせ活動を推進していくため、「絵本ノート」を活用している園もあります。
- ・ボランティアによる読み聞かせなどを行っている園もあります。
- ・絵本の貸出を実施したり、各年齢に応じた月刊本を保護者に購入していただいている園や、教職員のための研修会を実施している園もあります。
- ・日常の保育活動と関連付け、絵本を活用をしている園もあります。

<課題>

- ・絵本購入のための予算状況が厳しく、読書環境の充実に課題があります。

図書館における読書環境の現状と課題

<現状>

- ・絵本の表紙を見せる書架や、幼児が直接手に取ることのできる高さの書架を使用し、子どもが興味を持った絵本を自発的に探すことが出来る工夫をしています。
- ・絵本架の近くにゆっくり絵本を読むことができるスペースを設け、子どもにその場で読み聞かせができる環境を整備しています。又、ブックスタートで今までに配布した絵本を展示しています。
- ・ブックスタートで配布している絵本のリストをリーフレットにしています。
- ・絵本のほか、紙芝居も所蔵しています。

- ・読み聞かせに活用できる大型絵本、大型紙芝居を所蔵しています。
- ・保健センターで実施しているブックスタート事業で、配布絵本の選定を支援しています。
- ・保健センターでの4か月児健診時に、赤ちゃんでも貸出カードを作れること、おはなし会を実施していることなど、図書館の利用について説明しています。
- ・子どもたちが楽しみながら本とふれあう機会を提供するため、中央図書館にておはなし会を、おはなし会ボランティアによって実施しています。

<課題>

- ・読み聞かせにひんぱんに利用される大型絵本、大型紙芝居の所蔵数が十分ではありません。
- ・新刊購入予算が少なく、絵本や紙芝居の書架の新鮮さが維持できていません。
- ・おはなし会ボランティア養成講座を定期的には開催できないため、おはなし会ボランティアの確保が十分ではありません。

(2) 学齢期における読書環境の現状と課題

学齢期の子どもは、心身の成長が著しく、その過程でどのような本に出会うか、どのように本と親しむかによって、生涯学習としての読書との関わり方に大きな影響が表れます。しかし、近年子どもたちの読書離れが進んでいます。平成21年度の全国学力・学習状況調査では、読書が好きですかという項目に対して当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答したのは、小学校で68.1%、中学校で49.6%です。このことから中学校での読書離れが進んでいることが分かります。そこで、子どもたちに読書の楽しさや大切さを伝えるため、学校図書館や市立図書館の役割はより重要になっています。

学校図書館における読書環境の現状と課題

<現状>

- ・学校図書館司書については、小学校担当2名、中学校担当1名が小中学校を巡回して、学校図書館業務に携わっています。
- ・学校図書館法第5条に基づき、12学級以上の小中学校においては、司書教諭を発令しています。司書教諭は図書館教育及び読書指導が学校全体で協力して行われるようコーディネーターとしての役割を担い、市立図書館との連携等に努めています。
- ・各学校においては、学校図書館担当者が中心となり、市立図書館と連携し、団体貸出や連絡会を行っています。また、学校図書館司書が中心となった学習会や情報交換会も実施しています。

- ・P T Aやボランティア団体の協力のもと、読み聞かせや図書整備・児童への貸出業務を行っている学校もあります。
- ・「調べ学習」等を通じて学校図書館を利用することで、図書の効果的な活用を推進しています。
- ・児童生徒及び保護者にむけて「学校図書だより」等の読書案内の発行をしています。
- ・学校では、家庭での読書推進のために、図書の紹介などを行っています。
- ・小学校においては、国語の学習や読書活動の推進のために「図書の時間」を設けています。
- ・休憩時間に学校図書館を開館し、児童生徒が主体的に読書できるように努めています。
- ・青少年読書感想文全国コンクールに参加しているため、課題図書等を紹介しています。

<課題>

- ・学校図書館の蔵書冊数は、文部科学省が示している「学校図書館図書基準」を満たしていません。また、古い本を入れ換える必要もあり、蔵書の整備は十分にはできていません。
(蔵書数は、小学校 81.742冊 中学校 37.263冊で、学校図書館図書冊数標準達成率は、小学校 65.9% 中学校 58.3%)
- ・児童生徒の読書離れに対応するため、学校図書館の整備が必要です。
- ・司書教諭のほとんどは、他の職務との兼務になっていますので、学校図書館充実のための業務に専念することが難しい状況になっています。

図書館における読書環境の現状と課題

<現状>

- ・学級や学校図書館へ、授業に必要な資料を提供しています。
- ・市立図書館は、学校図書館へ配本サービスを実施しています。
- ・年一回の学校図書館担当者連絡会議の場で、学級や学校図書館向けサービスの利用方法について説明しています。
- ・図書館司書が児童及び教師の調べ物相談に対応しています。
- ・図書館サイトの学校・園の先生向けページから、「団体登録申込書」「学校図書館配本依頼書」をダウンロードできます。

<課題>

- ・同時期に同じテーマの資料を複数校から申込まれると、すべての学校に用意できるほど、十分な資料の所蔵数がありません。
- ・学級や学校図書館での市立図書館学級・学校図書館向けサービス活用は、一部の利用にとどまっています。
- ・市立図書館の蔵書をインターネット検索できれば、学校図書館から蔵書の検索や予約申込みができます。

(3) 市立図書館における読書環境の現状と課題

泉佐野市立図書館は、住民の多様な資料要求に応えられるように、各分野にわたって幅広く網羅的に資料を収集してきました。平成8年5月の中央図書館オープン以来、飛躍的な成果をあげ、サービス実績は、平成11年度には人口10万人未満の市区で貸出冊数全国4位、予約件数全国3位にまで達しました。しかし、平成11年度をピークに資料費もサービス実績も年々低下傾向にあります。

子どもにとって図書館は、自分の読みたい本を自らの手で、豊富な蔵書の中から自由に選び、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、気軽に利用できる身近な施設です。

図書館は、市民の知的自由を公的に保障するという役割を担っています。大人、子ども、高齢者、障害者、在住外国人などあらゆる人々に応じた、きめ細やかなサービスにより読書環境の整備に努めています。

<現状>

- ・本市には中央図書館の他、佐野公民館図書室、長南公民館図書室があり、中央図書館と2ヶ所の公民館図書室はオンラインで結ばれ、貸出、返却、予約などについて同じサービスが受けられます。3施設から遠い地域へのサービスとして市内27ヶ所を移動図書館いちょう号が巡回しています。3施設と移動図書館いちょう号はネットワークで結ばれ、読書活動の拠点となっています。
- ・点字の児童雑誌及び絵本を所蔵しています。
- ・外国語を母国語としている方のため、外国語資料を所蔵しています。
- ・学校や園、市内読書団体などへ団体貸出を行っています。
- ・図書館の利用のきっかけづくり、また幅広い情報提供の一環として、中央図書館では月に1度、2ヶ所の図書室では夏休み期間中に1度、子ども向けの映画会を実施しています。
- ・大阪府立図書館や府内の公立図書館との連携により、市立図書館に未所蔵の図書の貸出しにも対応しています。

<課題>

- ・海から山へ東西に幅広い市域の中で、中央図書館と2ヶ所の公民館図書室、移動図書館いちょう号が市内27ヶ所巡回していますが、市内全ての子どもがいつでも好きなときに図書館を利用できる状況が求められています。
- ・入院中や療養中など、外出が困難な子どもに対するサービスを、検討する必要があります。
- ・英語以外の言語を母国語とする子どものための資料は、出版点数も少なく収集が困難です。
- ・本を読めない（難読）子どもに対するサービスを、検討する必要があります。

2 図書館・学校・家庭・地域等の連携

泉佐野市では、多くの市民団体が保育所（園）、幼稚園、学校など、子どもと関わる機関と協働し、子どもと本をつなぐ活動を続けています。

子どもの読書に関わるそれぞれの機関、家庭、地域社会の取組は、子どもたちの充実した読書活動をもたらすために、非常に大きな役割を担っています。子どもの読書に関わるすべての大人たちが情報を共有し、連携を深めることで、それぞれの活動がさらに充実したものとなります。

- ・保健センターでは、4か月児健診時にブックスタート事業において、絵本の配布だけでなく、ボランティアの協力による絵本の読み聞かせ体験を実施し、読み聞かせの大切さ、おもしろさを伝えています。
- ・保育所（園）では、ボランティアの協力によるおはなし会などの催しを開催しています。
- ・幼稚園では、ボランティア団体の協力により、読み聞かせや絵本の紹介等を行っています。
- ・学校では、市立図書館と連携し、団体貸出や連絡会を行っています。また、レファレンス等を市立図書館と連携し、情報共有しています。
- ・一部の学校では、PTAやボランティア団体の協力のもと、読み聞かせや図書整備・児童への貸出業務を実施しています。
- ・市立図書館では学校に対し、相談受付、資料手配、団体貸出、図書館見学受入、職業体験受入、廃棄本の譲渡などを実施しています。
- ・年一回、保育所（園）、幼稚園、小・中・高等学校に団体登録申込書を送付し、団体貸出サービスについて案内しています。また図書館サイトの学校・園の先生向けページを紹介しています。
- ・保健センターのブックスタート事業において、市立図書館は連携し、事業を推進しています。
- ・市立図書館では、地域で活動している読書グループや読み聞かせボランティア等と連携し、相談受付及び団体貸出を行い、また活動場所を提供しています。
- ・市立図書館では、各家庭で読み終わった本の再活用を図るため、図書の交換会（古本交換市）を実施しています。

3 広報・啓発

子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書に親しむためには、子どもの身近にいる大人が子どもの読書の大切さについて関心を深め、必要性を理解することが重要です。家庭や地域、こどもの読書に関わる全ての大人に、「泉佐野子ども読書活動推進計画」の周知を図り、子どもの読書活動についての広報・啓発を進める必要があります。

- ・保育所（園）では保護者向け絵本だよりの配布や、園だよりで絵本を紹介し、読み聞かせの大切さを知らせているところもあります。
- ・保育所（園）では保護者向けの「子育てに関する本」も置き、貸出をしているところもあります。
- ・幼稚園では、保護者会や園だより等で読書の大切さを伝えるとともに、市立図書館の利用等の啓発を推進しています。
- ・学校では、読書案内を発行し、児童生徒や保護者に情報提供をしています。
- ・図書館では、としょかんだより、新着図書案内、図書館サイトによって広報啓発を行っています。またそれぞれに子ども向けページを掲載しています。
- ・新着図書案内を市内小中学校へ毎月メール送信しています。
- ・コミュニティ放送などへの図書案内等の情報提供をしています。
- ・映画会やおはなし会などの行事を開催し、図書館に足を運ぶ機会をつくっています。

第3章 子どもの読書活動推進への取り組み

1 読書環境の充実にむけて

(1) 乳幼児期における読書環境の推進

保健センターにおける読書環境の推進

- ・保健センターでは、ブックスタート事業（保健センターでの4か月児健診時に実施）について、予算や人員の面で厳しい状況ですが、事業を今後も継続して実施するよう努力します。また、読み聞かせボランティアの養成にも、関係各機関の協力を得て、努めます。

保育所（園）における読書環境の推進

- ・図書購入の予算が厳しい状況ですが、選書に工夫した購入を図ると共に、子どもが本に興味を持ちやすいような本の配置や、管理を心がけ、絵本室・絵本コーナーの充実に努めます。
- ・保護者に対し、子どもの読書の大切さを「園だより」等で伝えていきます。また、保護者が絵本や読書の良さに気づけるような働きかけを検討します。
- ・絵本についての講演会などを実施し、絵本のおもしろさを子どもだけでなく、保護者にも伝えていくよう努めます。
- ・絵本の貸出などを通じて、保護者へ読書の習慣がつくよう働きかけていきます。
- ・職員は、読み聞かせや読書指導の仕方などの研鑽に努めていきます。

幼稚園における読書環境の推進

- ・幼稚園においては、図書館の団体貸出を利用するなどして、絵本コーナーの充実に努めます。
- ・幼稚園の職員も、読み聞かせや読書指導の仕方などの研修の機会をもつよう努めます。
- ・幼稚園において、保護者に対し子どもの読書の重要性を伝える取組を推進します。

図書館における読書環境の推進

- ・読み聞かせに活用される大型絵本、大型紙芝居の収集に努めます。
- ・書架の新鮮さを維持できるよう、絵本や紙芝居の新刊購入の充実に努めます。
- ・おはなし会ボランティア養成講座を開催し、おはなし会ボランティアの確保に努めます。

(2) 学校と学校図書館における読書環境の推進

- ・子どもが主体的に学校図書館を活用できるよう図書館教育の充実を推進します。
- ・学校図書館が児童生徒にとって利用しやすい場となるよう、環境整備に努めています。そのため、分類による蔵書バランスに配慮し、蔵書の充実を図り、図書の配置や室内のレイアウトを工夫し、図書の紹介や利用の仕方などの啓発に努めます。
- ・学校図書館の蔵書数の補完のため、市立図書館の団体貸出を利用するなどして、読書活動の充実を図ります。
- ・学校間の蔵書の相互利用を検討していきます。
- ・家庭での読書を推進するため、「学校図書館だより」などで推薦本の紹介や読書の重要性について保護者への啓発を継続して行います。
- ・司書教諭や学校図書館司書の連絡会を開催し、学校間の相互交流、情報交換、研修の機会を設けます。

学校図書館と市立図書館の連携推進

- ・多くの学校の調べ物学習に対応できるよう、資料の充実をはかります。
- ・学校図書館への配本サービスの充実を検討します。
- ・市立図書館蔵書インターネット検索システムの導入等、学校図書館が市立図書館の資料をより効果的に活用できるよう努めます。
- ・学級や学校図書館向けのサービスがより一層利用されるように、広報を強化します。

(3) 市立図書館における読書環境の推進

- ・市内全ての子どもが等しく、図書館を通じ、いつでもどこでも、読みたい本に出会えるよう、図書館ネットワークの充実に努めます。
- ・大阪府立図書館や府内の公立図書館の協力による未所蔵図書の貸出しについても、継続します。
- ・図書館に直接来館が困難な子どもへのサービスは、関係団体と協力し推進していきます。
- ・本を読めない（難読）子どもに対し、関係団体と協力しその読書環境の整備に取り組みます。
- ・外国語を母国語としている子どもの、必要に応じた資料の提供に努めます。
- ・おはなし会は、引き続き継続・充実に努めます。
- ・子どもたちへのサービスが充実するよう、職員の研修を進めます。

2 図書館・学校・地域等の連携強化

- ・ 保育所（園）ではボランティアなどの協力により、おはなし会など本と親しむ機会を多く持つよう努めます。
- ・ 市立図書館では、子どもに関わる市民団体、関係部局及び関係機関と連携し、子どもの読書活動を推進します。
- ・ 市立図書館では、読書グループの活動や、グループ間の交流について協力していきます。
- ・ 団体貸出しについては、事業を継続し、サービスの充実に努めます。

3 広報・啓発

- ・ 保育所（園）では保護者に対し、子どもの読書の大切さを「園だより」等で伝えていきます。
- ・ 幼稚園では、保護者会や園だより等で読書の大切さを伝えるとともに、市立図書館の利用等の啓発活動を継続します。
- ・ 学校では、家庭での読書を推進するため、「学校図書館だより」などで推薦本の紹介や読書の重要性について保護者への啓発を継続して行います。
- ・ としょかんだより、新着図書案内、図書館サイトなど、さまざまな方法によって、より豊富な情報を発信していきます。
- ・ 他市の図書館の例に学び、図書館利用・読書習慣につながる行事の検討を進めていきます。
- ・ 子ども読書の日（4月23日）を中心とする「子ども読書週間」や「秋の読書週間」などの機会を捉えて、子どもの読書活動の重要性などの啓発に努めます。

【 参 考 资 料 】

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

泉佐野市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 泉佐野市における子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、泉佐野市子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定にあたり必要な事項の協議及び検討を行う。

(委員の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育総務課長
- (2) 学校教育課長
- (3) 人権教育室長
- (4) 社会教育課長
- (5) 青少年課長
- (6) 生涯学習センター長
- (7) 図書歴史課長
- (8) 児童福祉課長
- (9) 保健センター長
- (10) 政策推進課長
- (11) 泉佐野市立校園長会代表
- (12) 泉佐野市PTA連絡協議会代表
- (13) 泉佐野市社会教育委員代表
- (14) 泉佐野子どもの本の会代表
- (15) おはなしの会ルピナス代表

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会は委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は必要に応じ、委員以外の出席を求めることができる。
- 3 委員長は必要に応じ、庁内検討会を設置することができる。
- 4 庁内検討会は、別表（1）に掲げる者をもって組織し、計画策定に関する専門事項について調査、研究及び検討を行う。

(任期)

第6条 委員の任期は、計画が策定された時点で終了する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、泉佐野市立中央図書館に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月30日から施行する。

別表（1）（庁内検討会）

教育総務課長
学校教育課長
人権教育室長
社会教育課長
青少年課長
生涯学習センター長
図書歴史課長
児童福祉課長
保健センター長
政策推進課長